

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

OVERSEAS TOPICS

韓国、法改正に伴う商標審査基準の改正

本年7月28日に改正商標法*1が施行されるのに伴い、商標審査基準についても同日付で改正されます。主な改正内容を以下のとおりです。

1. 先登録商標に対する無効審判進行時、後出願商標の審査を保留

商標法第7条第3項本文の括弧書き(後願の出願時に先登録商標が有効に存続していた場合、その後先に先登録商標が無効となっても後願の登録を認めない)は違憲であるとの憲法裁判所の2009年4月30日付違憲決定を受け、今回の改正により、無効審決が確定するまで後願の審査が保留され、後願の出願日以後に先登録商標が無効となった場合には後願が登録できるようになります。

2. 複数の不使用取消審判請求人の優先出願が競合する場合、先出願主義を適用

複数人により請求された2以上の不使用取消審判がすべて取消審決を受けた場合、それぞれの請求人には各審決確定日から6カ月間の優先出願権が与えられますが、従来は、優先出願を行う最先の権利者について議論がありました。この点、今回の改正により、審判請求日の順序とは関係なく先出願主義によって出願日の先後によって決定されることが明確化されます。

3. 審査再開通知規定の新設

先願の登録可否が決定するまで審査保留となっていた後願が審査再開される場合、出願人には審査再開通知が出され、特に先願が登録された場合には、通知書に30日の指定期間内に指摘された商品を削除補正するか又は分割出願すれば登録を受けることができる旨が記載されます。

4. 職権による補正

商標法改正により審査官による職権補正規定が新設されたことを受け、商品(役務)の区分や名称に明白な誤記があったり、指定商品(役務)が重複記載されている場合、審査官は出願公告時に職権補正することができます。出願人は公告期間内に審査官の職権補正に対して意見書を提出することができます。この場合には職権補正は初めからなかったものとみなれます。

意見書の提出がない場合には職権補正を受容したものとみなされます。

[弁理士: 三上真毅]

*1 改正商標法の内容は、ARCO Trademark News Letter VOL.5に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

Copyright © 2010 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2010年7月発行



特許業務法人 有古特許事務所

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 <http://www.arco.chuo.kobe.jp>